

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 6 年度
計 画 主 体	八 尾 市

## 八尾市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	経済環境部産業政策課
所 在 地	八尾市本町一丁目 1 番 1 号
電 話 番 号	0 7 2 - 9 2 4 - 9 8 6 4
F A X 番 号	0 7 2 - 9 2 4 - 3 9 0 8
メールアドレス	nougyou@city.yao.osaka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	八尾市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜等	被害面積 59アール 被害金額 1,179,000円
アライグマ	果樹・野菜等	被害面積 11.5アール 被害金額 282,000円

(2) 被害の傾向

<p>イノシシの生息地域が、中山間部から住宅地域にまで拡大してきている。捕獲数は年により大きく差異はあるものの、平均年間50頭以上は捕獲されている。</p> <p>アライグマについては、捕獲数が増加傾向にある。過去に被害が報告されなかった地域（平野部）での目撃情報及び被害情報をもたらされている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成25年度）	目標値（平成28年度）
イノシシ被害面積	59アール	55アール
イノシシ被害金額	1,179,000円	1,098,000円
アライグマ被害面積	11.5アール	9アール
アライグマ被害金額	282,000円	230,000円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ捕獲業務について、(公社)大阪府猟友会新八尾支部と委託契約を交わしている。</li> <li>・アライグマについては、箱わなの貸し出しを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲従事者の高齢化による担い手の減少。</li> <li>・箱わな及び対応可能職員数の不足。</li> </ul>

防護柵の設置等に関する取組	平成19年度以降、八尾市有害鳥獣被害防止対策費補助金交付要綱を制定し、侵入防護柵の設置費用の助成を行っている。	・個々の農家による個別的防護柵設置だけでなく、広域的・集団的な設置が求められる。
---------------	---	--

(5) 今後の取組方針

平成22年度に設立した「八尾市有害鳥獣被害対策協議会」を中心に猟友会及び鳥獣被害を受けている農家との連携を強化し、情報の共有化、箱わなの設置推進及び侵入防護柵の設置推進等により被害の軽減目標に向けた総合的な取り組みを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大阪府猟友会新八尾支部によるイノシシ捕獲業務を実施するとともに、アライグマ捕獲業務についても外部委託を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度 ～28年度	イノシシ	・猟友会との連携を強化する。
26年度 ～28年度	アライグマ	・箱わなの貸し出しを増やし、捕獲を積極的に行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方  
大阪府鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	90頭	90頭	90頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシは、特定鳥獣保護管理計画に基づき箱わなによる捕獲を実施する。</li> <li>・ アライグマは、農家等への箱わなの貸し出しを行い、捕獲指導を実施する。さらに、春先等に被害防止強化期間を設け、被害の多い地域に箱わなを集中的に設置し、個体数の増加を抑止するようにする。</li> </ul>	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八尾市（平成19年4月権限委譲済）	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ（メス）、チョウセンイタチ（メス）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	金網柵・電気柵 (受益面積：2.0 ha)	金網柵・電気柵 (受益面積：2.0 ha)	金網柵・電気柵 (受益面積：2.0 ha)

(2) その他被害防止に関する取組

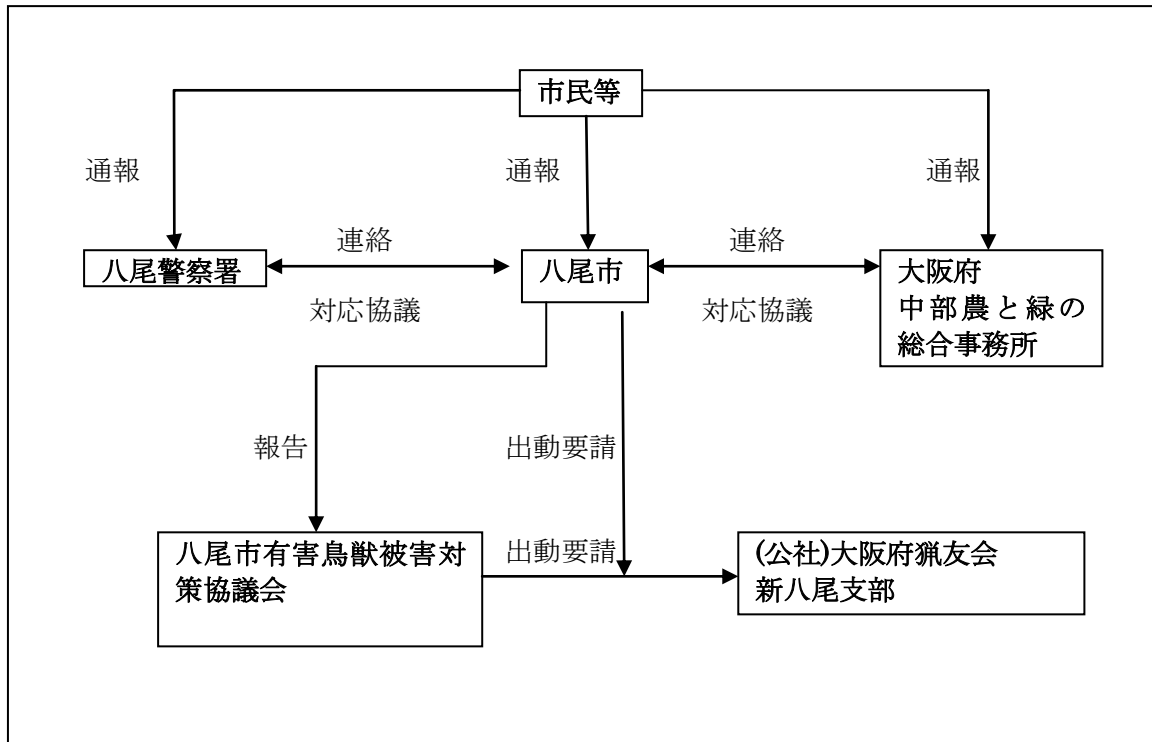
年度	対象鳥獣	取組内容
26年度～28年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会との連携を強化する。</li> <li>・ 侵入防護柵の設置を推進する。</li> </ul>
26年度～28年度	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱わなの貸し出しを増やし、捕獲を積極的に行う。</li> <li>・ 春先等、時期を限定して一斉に箱わなを設置する被害防止強化期間を設け、個体数増加を抑止する。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
(公社)大阪府猟友会新八尾支部	・ 対象鳥獣の捕獲等に関すること
八尾警察署	・ 安全確保に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	・ 被害対策に係る助言・指導に関すること
八尾市	・ 対処全般に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	八尾市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
J A大阪中河内八尾地区実行組合長会連絡協議会	・有害鳥獣の被害状況に関すること。 ・有害鳥獣の捕獲に関すること。
高安地区住民活動団体	・有害鳥獣の情報収集に関すること。 ・有害鳥獣に係る広報に関すること。
南高安地区住民活動団体	・有害鳥獣の情報収集に関すること。 ・有害鳥獣に係る広報に関すること。
大阪府猟友会新八尾支部	・有害鳥獣の情報収集・捕獲・技術講習に関すること。
大阪中河内農業協同組合	・有害鳥獣の被害状況に関すること。 ・有害鳥獣の捕獲に関すること。
大阪府中部農と緑の総合事務所	・有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導に関すること。
八尾市農業委員会	・有害鳥獣に係る助言に関すること。 ・有害鳥獣の捕獲に関すること。
八尾市	・有害鳥獣に係る助言に関すること。 ・有害鳥獣の捕獲に関すること。 ・協議会事務局に関すること。

(2) 関係機関に関する事項

同上

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大阪府猟友会会員を中心とした鳥獣被害対策実施隊の設立を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村の鳥獣被害防止対策協議会等との情報交換等、連携を行い、効率的かつ効果的な被害防止対策を推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、現在は解体処理後埋設処分を行っており、当面この状況を継続する。

アライグマについては、大阪府アライグマ対策連絡協議会を通じて安楽死後焼却処分を行っている現行の流れを継続する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・八尾市鳥獣被害対策協議会の指導のもとに、地元実行組合を中心とした侵入防護柵の設置・管理を行う。
- ・地域住民の被害対策への意識高揚を図るために、効果的な啓発活動を実施する。
- ・耕作放棄地の刈り払い、緩衝地帯の設置等、環境整備を地域住民との連携により実施する。